

第3次

神栖市行財政改革大綱



まちを^{かえ}改革る ひとを^{かえ}改革る くらしを^{かえ}改革る

平成27年4月

神 栖 市

目次

1	はじめに.....	2
2	総合計画と行財政改革大綱.....	2
3	これまでの改革への取組.....	3
4	神栖市の状況.....	4
	（1）神栖市の少子高齢化と人口減少.....	4
	（2）財政状況.....	4
	（3）地方分権と地方創生.....	4
5	第3次行財政改革大綱の策定.....	5
6	改革の基本理念.....	5
7	改革の視点.....	6
8	改革の推進項目.....	6
	（1）行政経営力の向上.....	6
	（2）サービス力の向上.....	7
	（3）財政力の向上.....	7
9	取組期間.....	8
10	実施計画の策定.....	8
11	推進体制.....	8
12	進捗状況の公表.....	8
	参考資料.....	9

1 はじめに

神栖市では、これまで、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政を目指して、市民の目線に立った行財政改革を推進し、行政運営の効率化や経費の見直し等に積極的に取り組んできたところです。

しかしながら、今後も社会情勢の変化に伴う様々な行政課題（少子高齢化、人口減少、地域振興、教育、環境など）に対応し、健全で持続性のあるまちづくりを進めていかなければなりません。

行財政改革はエンドレスです。

職員一人ひとりが危機感とスピード感を持ち、市の最上位計画である神栖市総合計画に掲げる将来像「市民とともにつくる“躍進する中核都市”かみす」の実現を目指して、第3次行財政改革大綱を掲げ、一層積極的に行財政改革に取り組んでいきます。

2 総合計画と行財政改革大綱

「神栖市総合計画」は、市の最上位計画です。市が展開する施策とこれを実現する事務事業は、原則的にすべて総合計画に集約され、行財政改革大綱は、総合計画に将来像として描く「市民とともにつくる“躍進する中核都市”かみす」を実現するために、新しい切り口で仕事の進め方、考え方を効率的かつ効果的なものへと変革する指針となるものです。

3 これまでの改革への取組

第1次行政改革大綱（平成18年度～平成21年度）では、国が掲げた三位一体の改革や合併に伴う一時的な経費の増大など行政を取り巻く環境の変化に対応するため、市民の目線に立った行財政のスリム化に取り組みました。

続いて、第2次行財政改革大綱（平成22年度～平成26年度）では、第1次大綱の取り組みを引き継ぐとともに、地域のことは地域の住民が担うという地方分権の考え方に基づいた行政・市民・各種団体等との協働による行政運営の効率化に取り組みました。

◆これまでの取組

	第1次行政改革大綱	第2次行財政改革大綱
基本理念	『まちを改革る ひとを改革る くらしを改革る』	『まちを改革る ひとを改革る くらしを改革る』 “住む人々が安心して将来を描けるまち”を目指して
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の理解と協働の推進 ・市民本位のサービスの提供 ・持続可能で自律的な行財政システムの構築 ・職員の意識改革と能力の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働のまちづくりの推進 ・健全財政を継続させるための行政 ・職員の意識改革と能力の開発
取組期間	4年（平成18年度～平成21年度）	5年（平成22年度～平成26年度）

◆財政効果

	第1次行政改革大綱	第2次行財政改革大綱
財政効果	約80億円 （主な効果額） <ul style="list-style-type: none"> ・市税収納率の向上 38億円 ・競争入札の見直し 26億円 ・定員管理の適正化 11億円 ほか 	約83億円※ （主な効果額） <ul style="list-style-type: none"> ・定員管理の適正化 43億円 ・競争入札の見直し 28億円 ・指定管理者制度の推進 7億円 ほか

※第2次行財政改革大綱の効果額は、H22年度からH25年度までの効果を集計したものです。

4 神栖市の状況

(1) 神栖市の少子高齢化と人口減少

平成26年12月末現在の神栖市の総人口は、94,520人であり、そのうち高齢者の割合は19.7%、子どもの割合は14.8%で、全国的に見ると本市はこれらの割合が低く、少子高齢化の進行は比較的なゆるやかなものとなっています。

しかし、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』（平成25年3月推計。参考資料図1及び図2参照）によると、25年後の本市の総人口は、89,007人となり、そのうち高齢者の割合は30.6%、子どもの割合は11.5%で、人口も5.8%減少するとされ、本市においても少子高齢化と人口減少は進むものと推計されています。

◆神栖市の現在の人口と25年後の推計

	平成26年(2014年)12月末実数	平成52年(2040年)推計
総人口	94,520人	89,007人
0～14歳	13,964人(14.8%)	10,204人(11.5%)
15～64歳	61,916人(65.5%)	51,563人(57.9%)
65歳～	18,640人(19.7%)	27,240人(30.6%)

※（ ）は総人口に対する割合
平成52年(2040年)は社会保障・人口問題研究所の推計(平成25年3月推計)

(2) 財政状況

不安定な景気の状態により税収の伸び悩みに加え、子ども・子育て支援や福祉・医療等の社会保障制度改革への対応などによる社会保障関連費の増大、鹿島開発により急速に整備が進んだ公共施設の老朽化に伴う維持・補修費などの増大により、本市の財政状況は、より厳しさが増すものと見込まれます。

(3) 地方分権と地方創生

少子高齢化に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力のある社会を維持していくため、国は「地方創生」を掲げました。

本市においても、地域の自主性・自立性を高めるという地方分権の考え方に基づ

き、限られた財源の中で、自らの発想と創意工夫により魅力あるまちを創っていく地方創生に取り組む必要があります。

5 第3次行財政改革大綱の策定

少子高齢化の進行や厳しい財政状況のもと、将来にわたって持続可能なまちづくりのために行財政改革への取組は一層重要となっています。

そこで、第1次行政改革大綱、第2次行財政改革大綱の趣旨である簡素で効率的な行政運営を継承し、常にコスト意識を持ち、事務事業の効率化、歳出の抑制、歳入確保等の「量の改革」に積極的に取り組みながら、今後はさらに、限られた行政資源（人・財源・施設・情報）を活用し、効果的で質の高いサービスの提供や行政内部における組織体制の向上など「質の改革」に重点を置いて取り組み、市民満足度の高い行政運営の確立を目指した第3次行財政改革大綱を策定します。

6 改革の基本理念

“住んでよかったと実感できるまち”を目指して

これまでのコスト削減や人員削減に主眼をおいた改革は、行政運営のスリム化に一定の成果を挙げました。

これからは、多様化する市民のニーズに迅速かつ的確に対応し、良質で充実したサービスを提供することが必要です。

誰もが「住んでよかった」と実感できる神栖市をつくるため、迅速性、的確性、効率性、実効性を追求しながら、より質の高い行政運営を目指した行財政改革に取り組んでいきます。

7 改革の視点

「最少の経費で最大の効果を挙げる」という自治体の責務の原則のもと、限りある行政資源を活用しながら住民の期待に応えるため、第3次行財政改革大綱では次の2つの視点で積極的に改革に取り組みます。

質の改革

前例や慣習にとらわれない、満足度の高い行政運営を推進します。

- ・ 市民サービスの向上
- ・ 仕事の質の向上（仕事の幅を広げる、スピードアップ、結果の向上）
- ・ 職員のスキルアップ、意識改革
- ・ 組織の連携・強化

量の改革

無駄を省きながら簡素で効率的な行政運営をより一層推進します。

- ・ コスト節減
- ・ 組織の簡素化
- ・ 事務事業の合理化

8 改革の推進項目

（1）行政経営力の向上 成果を意識した効率的・効果的な行政運営と職員力の養成

行政の運営を「経営」と考え、市民の満足度が向上するよう限られた行政資源を効率的・効果的にマネジメントできる体制を整備し、継続可能で時代に見合った行政運営に取り組んでいきます。

また、環境の変化に柔軟に対応できる発想力と目的に向かって確実に行動する実行力を持ち、課題に対して積極的に取り組む職員の養成に取り組んでいきます。

(2) サービス力の向上 **市民ニーズに即応した質の高い行政サービスの提供**

多様化する市民ニーズや地域の課題に迅速かつ的確に対応した質の高い行政サービス提供への取り組みを推進します。

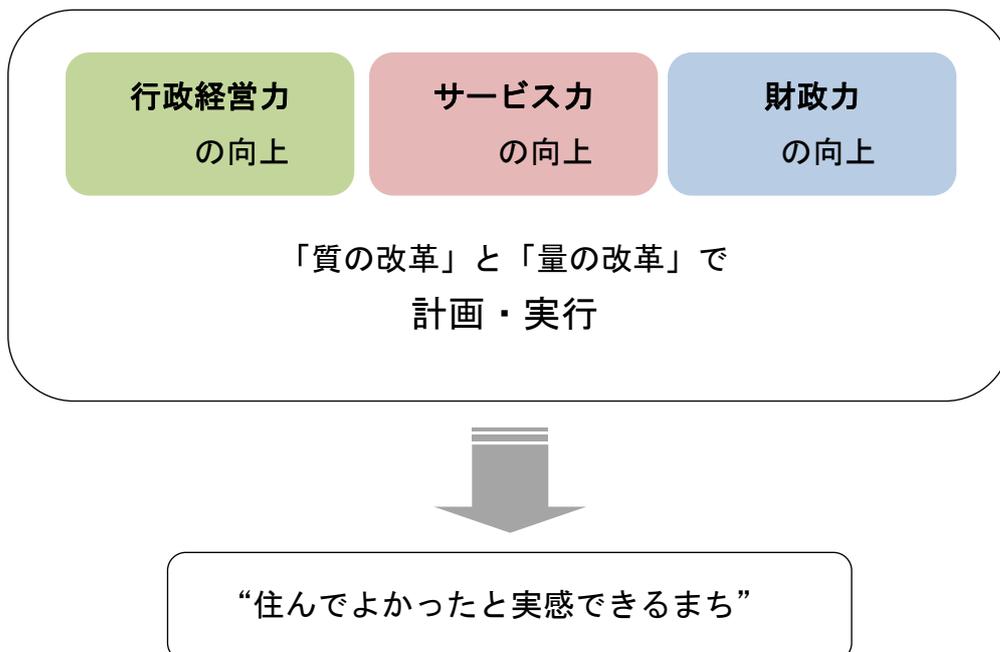
社会情勢を見据えながら行政資源を最適に配分し、適切な役割分担に基づく市民とのパートナーシップを築き、市民満足度の高い行政サービスを目指します。

(3) 財政力の向上 **持続可能な財政基盤の確立**

厳しい財政状況の中においても、少子高齢化に伴う福祉施策や公共施設の老朽化対策など高度化・多様化する行政課題に適切に対応しながら、自律的かつ継続的に財政運営を進めていくための取組を推進します。

既存事業の必要性や効率性を検討しながら歳出の抑制に努めるとともに、さらに歳入の積極的な確保を進め、持続可能な財政運営に取り組んでいきます。

◆次の3つの項目について重点的に推進し、基本理念の実現を目指します。



9 取組期間

取組期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とします。

10 実施計画の策定

本大綱の推進項目に対し、具体的な実施計画を策定します。

実施計画では、詳細なスケジュールを設定するとともに、目標や成果についてはできる限り数値化するなど「見える化」に努めます。

また、実施計画は毎年度、進捗の検証をし、必要に応じた見直しや変更を行い、時代に即した改革を実施します。

11 推進体制

行財政改革を着実に推進するために、行財政改革推進本部を中心に情報の共有化を図り、組織の横の連携を取りながら改革に取り組むとともに、PDCAサイクルを取り入れた進行管理を行います。

さらに、市民の代表からなる行財政改革推進委員会により実施計画への取組状況について評価・検証をしていただきます。

12 進捗状況の公表

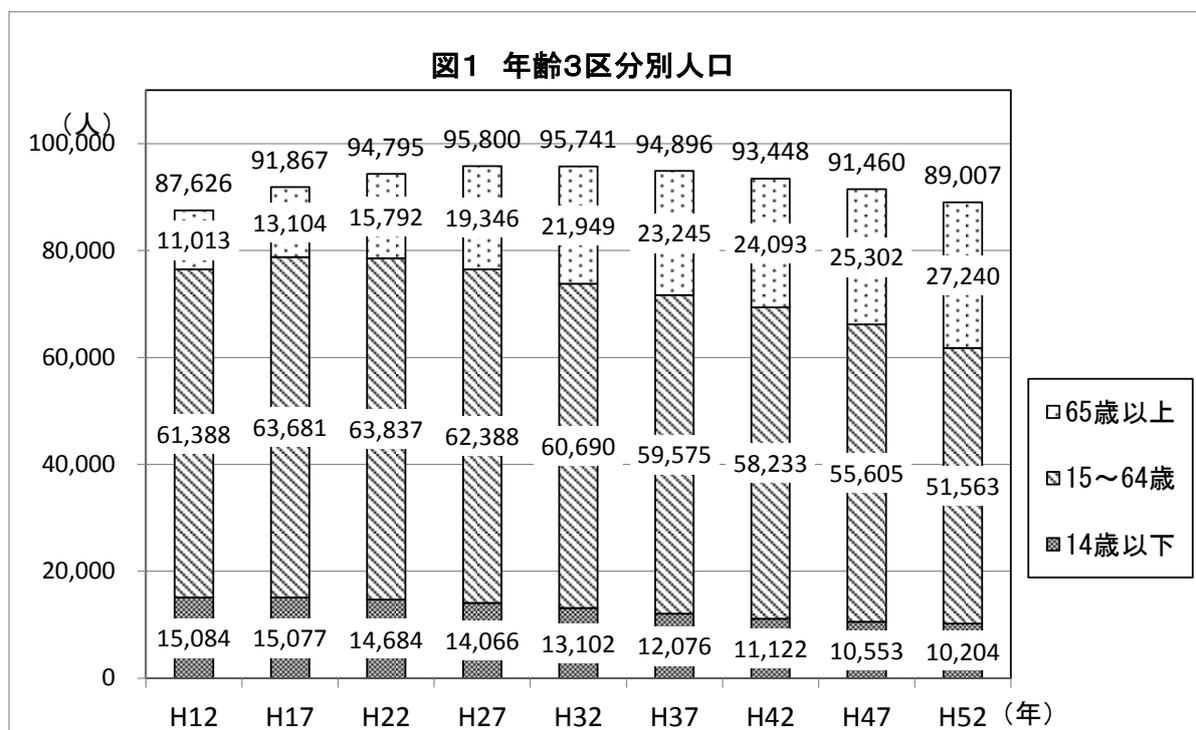
取組の進捗状況については、市ホームページ等で公表していきます。

参 考 資 料

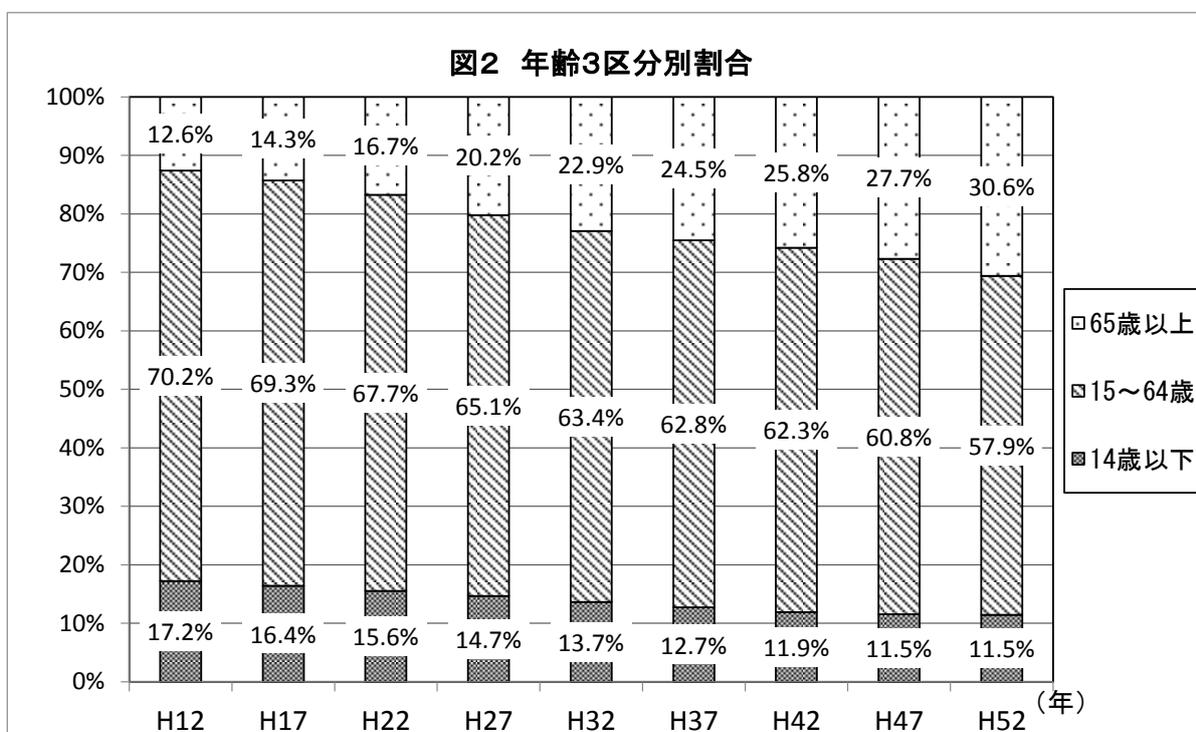
- 1 神栖市の人口推移と将来予測
 - 年齢3区分別人口（図1）
 - 年齢3区分別割合（図2）

- 2 市の財政状況について
 - (1) 市税の推移（図3）
 - (2) 社会保障関係費の推移（図4）
 - (3) 維持補修費の推移（図5）
 - (4) 市債現在高の推移（図6）
 - (5) 積立基金残高の推移（図7）

1 神栖市の人口推移と将来予測



※H22年までの総人口は年齢不詳も含むため、合計が一致しない場合があります。



出典：H22年までは国勢調査。H27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」による。

2 市の財政状況について

(1) 市税の推移

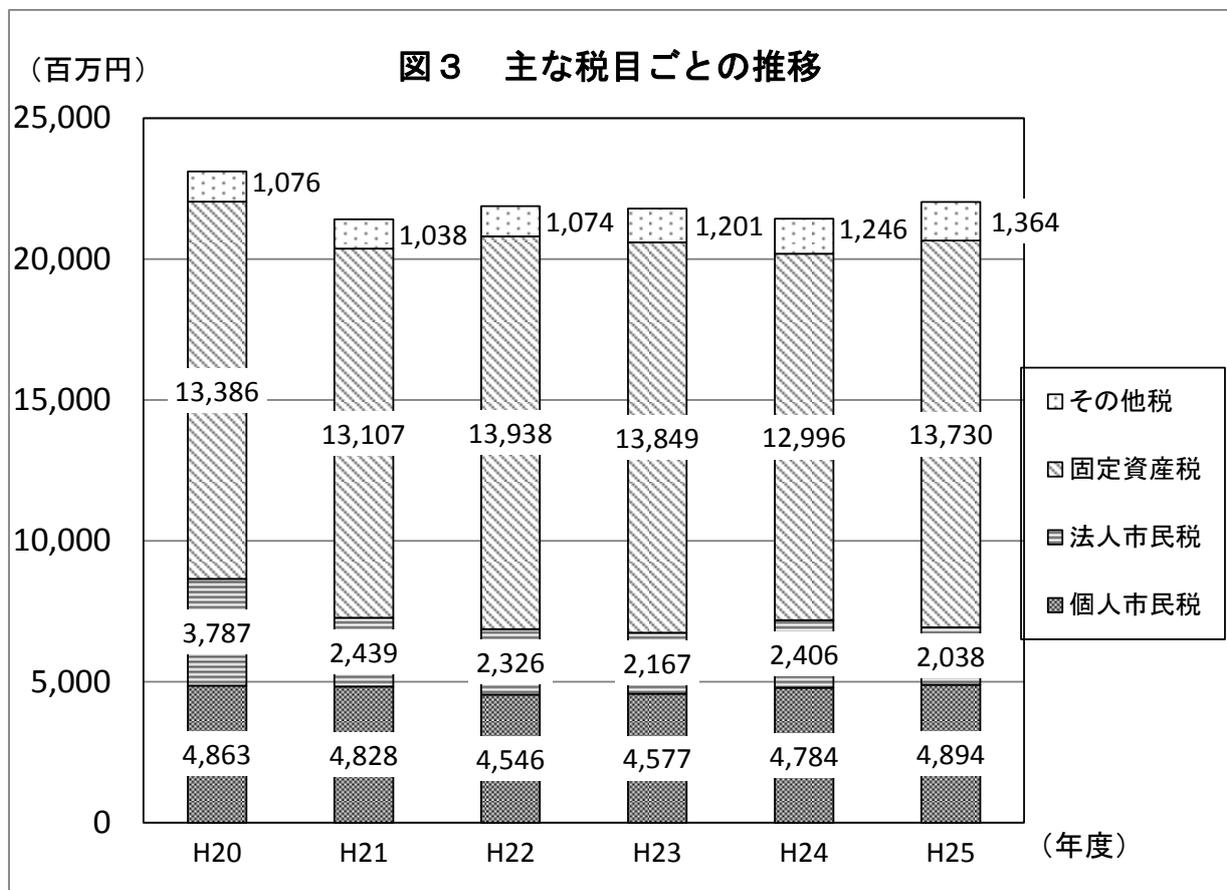


表1 主な税目ごとの推移

(単位：百万円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
個人市民税	4,863	4,828	4,546	4,577	4,784	4,894
法人市民税	3,787	2,439	2,326	2,167	2,406	2,038
固定資産税	13,386	13,107	13,938	13,849	12,996	13,730
その他の税	1,076	1,038	1,074	1,201	1,246	1,364
総額	23,112	21,412	21,884	21,794	21,432	22,026

(2) 社会保障関係経費の推移

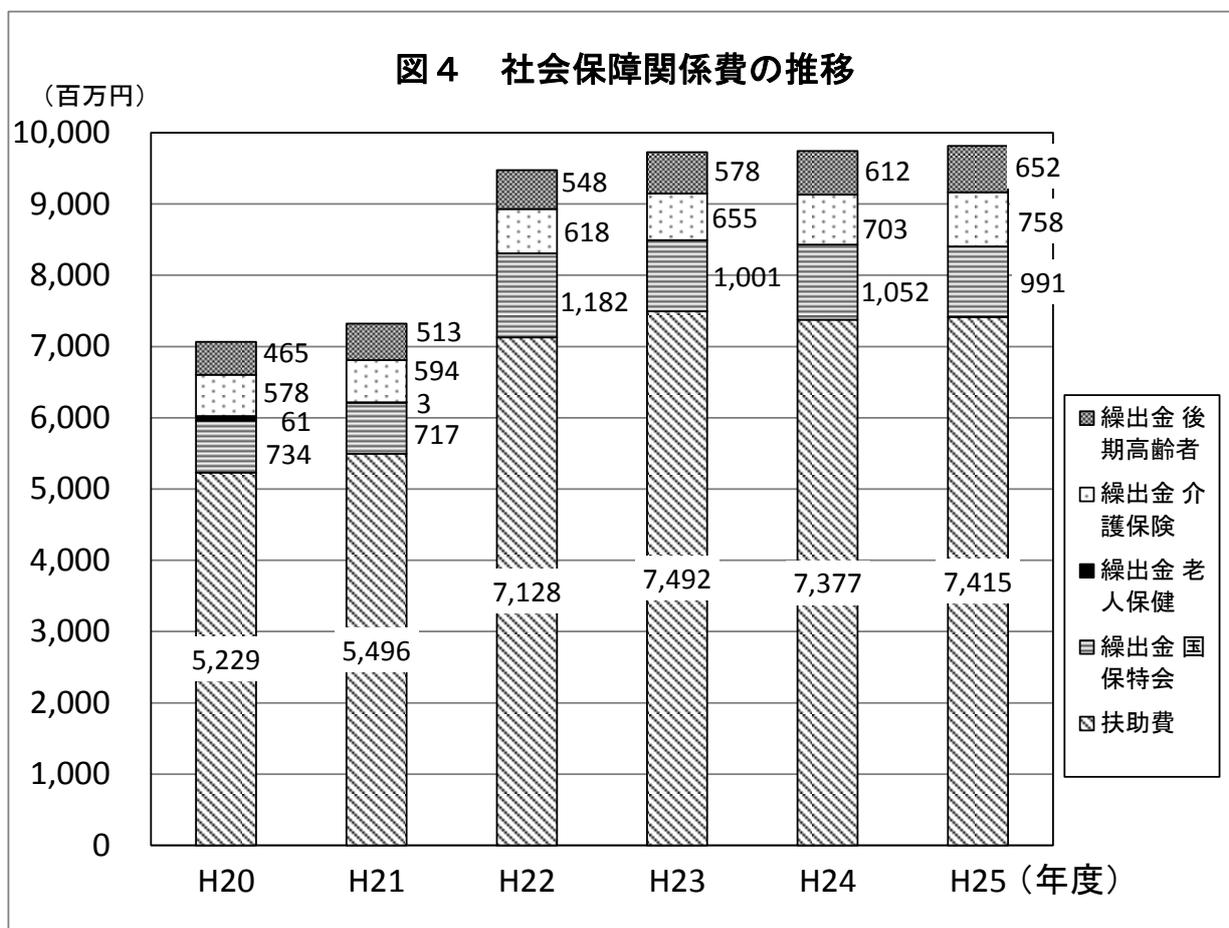


表2 社会保障関係費の推移

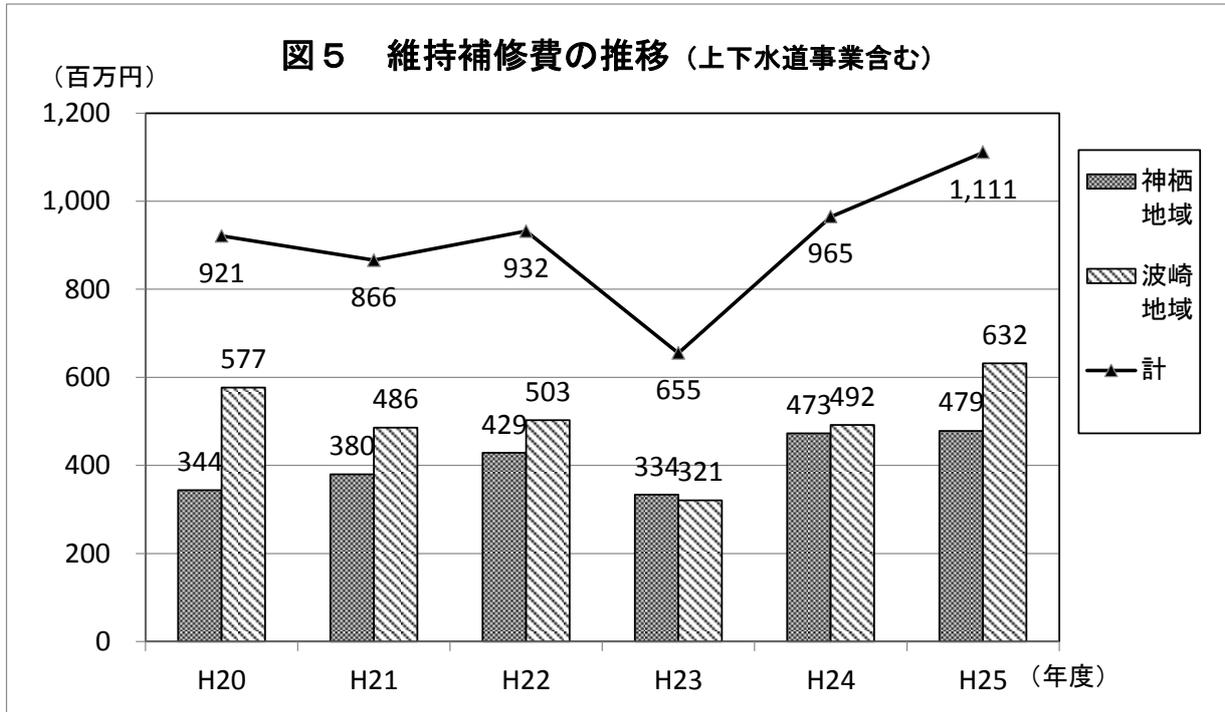
(単位：百万円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
扶助費	5,229	5,496	7,128	7,492	7,377	7,415
繰出金 国保特別会計	734	717	1,182	1,001	1,052	991
繰出金 老人保健特別会計	61	3				
繰出金 介護保険特別会計	578	594	618	655	703	758
繰出金 後期高齢者特別会計	465	513	548	578	612	652
総額	7,067	7,323	9,476	9,726	9,744	9,816

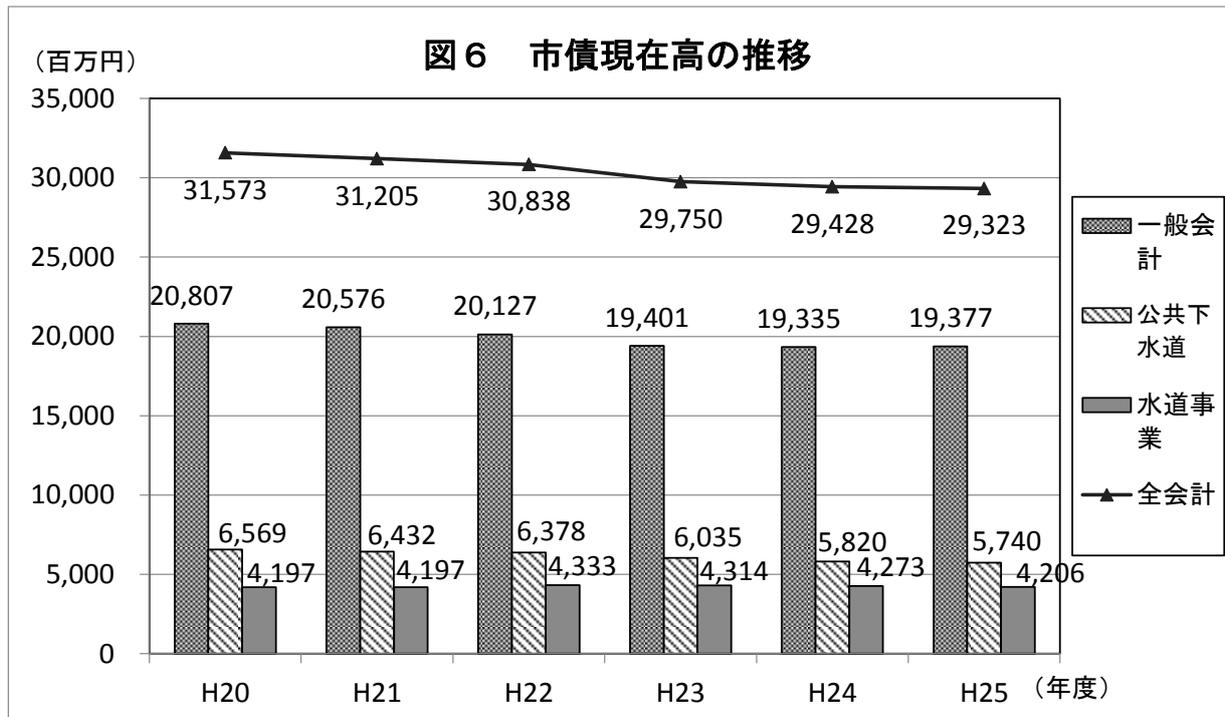
※ 扶助費とは

児童福祉費、生活保護費など、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者等を援助するために支出される経費をいいます。

(3) 維持補修費の推移 (※上下水道事業含む)



(4) 市債現在高の推移



(5) 積立基金残高の推移

